

令和7年度

# 健康推進員養成講座受講者募集

健康推進員は、町の健康を支えるボランティアです。自分のため、家族の健康のためはもちろん、私たちの「まち」を元気にするための健康づくり活動を行います。あなたも一緒に健康推進員活動をしませんか？



## 令和7年度 健康推進員養成講座 予定表

|    | 開催日         | 時間                            | テーマ                             |
|----|-------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 1  | 7月 8日 (火)   | 9:00 ~ 12:00                  | 講座開講式 健康推進員とは<br>愛荘町の健康増進計画     |
| 2  | 7月 22日 (火)  | 9:00 ~ 12:00                  | 栄養の基礎知識<br>食品衛生と食中毒予防           |
| 3  | 8月 5日 (火)   | 9:00 ~ 12:00                  | こころの健康「睡眠講座」<br>健康とアルコール        |
| 4  | 8月 21日 (木)  | 9:00 ~ 12:00                  | 歯と口の健康                          |
| 5  | 9月 2日 (火)   | 9:00 ~ 12:30                  | 生活習慣病予防の食生活①<br>★調理方法実演         |
| 6  | 9月 18日 (木)  | 9:00 ~ 12:00                  | 運動で口コモを予防<br>★運動実習              |
| 7  | 10月 16日 (木) | 9:00 ~ 12:30                  | 生活習慣病予防の食生活②<br>★調理方法実演         |
| 8  | 11月 11日 (火) | 9:00 ~ 12:00                  | 運動で生活習慣病を予防<br>★運動実習            |
| 9  | 11月 27日 (木) | 9:00 ~ 10:30<br>10:30 ~ 12:00 | 愛荘町の子どもの健康<br>子どもの食事とおやつ★調理方法実演 |
| 10 | 12月 9日 (火)  | 9:00 ~ 12:00                  | 健康推進員との交流会<br>★調理方法実演 講座修了式     |

※上記の全日程に参加いただける方が対象になります。どれか一部のみの参加はできません。  
万一、講座を欠席の場合は、町や健康推進員協議会が実施する関連した活動への参加等を講座の補講とみなします。修了後は愛荘町健康推進員協議会の活動に参加していただけます。

申し込み締め切り  
6月27日 (金) 17時まで

健康推進課 ☎0749-42-4887  
FAX0749-42-5887

## 暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊚=電子メール ㊔=申し込み先 ㊕=問い合わせ先

令和7年度から

# 愛荘町国民健康保険税の税率が変わります



### 国民健康保険制度の運営

国民健康保険は、平成30年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、各市町は県が示す納付金を国民健康保険税として徴収し、納める仕組みになっています。  
滋賀県では被保険者の負担の公平化および持続可能な国民健康保険の運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料(税)となるよう、令和9年度の保険料(税)水準の統一を目指しています。

### 令和7年度の国民健康保険税率

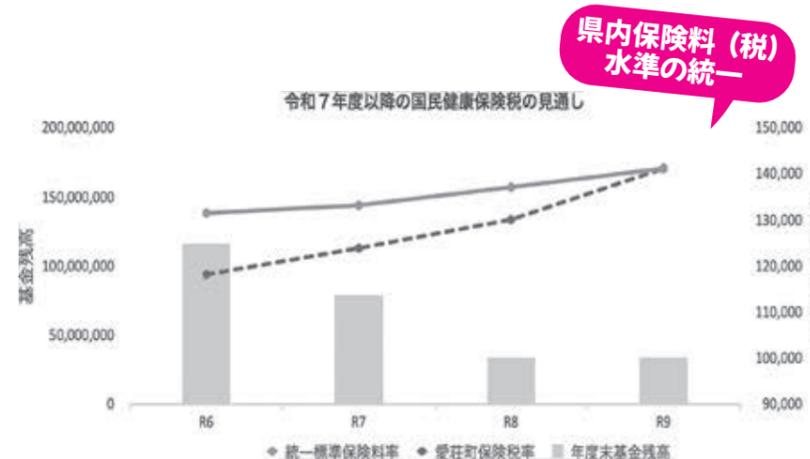
愛荘町の令和6年度国民健康保険税率は基金の活用により税率の引き上げを抑制しており、県内でも低い水準にあります。また、県が示した令和6年度標準保険料(税)率に比べても大幅に低い状況です。  
本町では町の国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、**被保険者の急激な負担増と**ならないよう、**県内保険料(税)水準の統一に向けて基金を活用しながら段階的に税率を引き上げる**こととし、令和7年度国民健康保険税率について、下記のとおり改定しました。  
安定した国保財政の運営を続けるため、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



|                     | 医療保険分<br>(国保に加入するすべての方) |         | 後期高齢者支援金分<br>(国保に加入するすべての方) |         | 介護給付金分<br>(国保に加入する40~64歳までの方) |         |
|---------------------|-------------------------|---------|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
|                     | 改定前                     | 改定後     | 改定前                         | 改定後     | 改定前                           | 改定後     |
| 所得割<br>加入者の所得金額に対して | 6.11%                   | 6.56%   | 2.53%                       | 2.53%   | 2.11%                         | 2.11%   |
| 均等割<br>加入者1人当たり     | 24,000円                 | 27,000円 | 10,000円                     | 10,000円 | 11,000円                       | 11,000円 |
| 平等割<br>1世帯当たり       | 18,000円                 | 18,000円 | 8,000円                      | 8,000円  | 6,000円                        | 6,000円  |

保険税は、加入者の前年所得に応じて計算され、世帯で合算して、世帯主(納税義務者)に課税されます。

### 国民健康保険税=所得割額+均等割額+平等割額



「令和7年度 国民健康保険  
税納税通知書」について  
6月中旬に被保険者世帯へ  
発送します。

※グラフは、将来的な県内保険料(税)水準の統一に向けたイメージ図であり、令和8年度以降の税率は毎年見直しの検討を行います。

税務課 ☎0749-42-7690